

2016年賃金妥結に伴う確認事項等

項 目	内 容	実施時期																															
給料関係	<p>○例月給 < 勧告どおり ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・例月給は公民較差81円 (0.02%) が極めて小さいため、改定を見送り。ただし、行 (一) I 類Bの初任給のみ引き上げ (181,200円→182,700円) ・行 (一) 1 級の号給数の4号給カット 最高号給：現行153号給 (325,500円) →149号給 (324,300円) 	2017. 4. 1																															
	<p>○業務職給料表作成方針の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当分の間、増設している1級の号給数」を見直し 号給増設数：現行108号給→96号給 最高号給：現行273号給 (326,800円) →261号給 (323,200円) ・切替方法 切替日の前日における号給が262号給から273号給までである職員の切替日における号給は261号給。 切替日における給料月額が、切替日の前日における給料月額に達しない職員については、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給し、地域手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等の算定基礎とする 																																
期末・勤勉手当	<p>○年間支給割合 < 勧告どおり ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧告どおり0.1月引き上げ (再任用職員は0.05月引き上げ) ※勤勉手当に配分 一般職員：4.30月分→4.40月 (再任用職員：2.25月分→2.30月) ・支給日：2016年12月9日 ※ (2016年12月期) 一般職員：2.325月分 (期末1.375、勤勉0.95) 再任用職員：1.25月分 (期末0.80、勤勉0.45) ・改定内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末・勤勉</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般職員</td> <td>期末</td> <td>1.225</td> <td>1.375</td> <td>2.60</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.90</td> <td>0.90</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.125</td> <td>2.275</td> <td>4.40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再任用職員</td> <td>期末</td> <td>0.65</td> <td>0.80</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.425</td> <td>0.425</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.075</td> <td>1.225</td> <td>2.30</td> </tr> </tbody> </table>		期末・勤勉	6月期	12月期	合計	一般職員	期末	1.225	1.375	2.60	勤勉	0.90	0.90	1.80	合計	2.125	2.275	4.40	再任用職員	期末	0.65	0.80	1.45	勤勉	0.425	0.425	0.85	合計	1.075	1.225	2.30	2016. 12 (12月期支給分から適用)
	期末・勤勉	6月期	12月期	合計																													
一般職員	期末	1.225	1.375	2.60																													
	勤勉	0.90	0.90	1.80																													
	合計	2.125	2.275	4.40																													
再任用職員	期末	0.65	0.80	1.45																													
	勤勉	0.425	0.425	0.85																													
	合計	1.075	1.225	2.30																													
扶養手当関係	<p>○扶養手当見直し < 勧告どおり ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧告どおり2017年4月1日から2年間で段階的に実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th colspan="2">改正</th> </tr> <tr> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度 (本則)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,500円</td> <td>10,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>特定期間*</td> <td>10,000円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">欠配一子※</td> <td>13,500円</td> <td>10,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>特定期間*</td> <td>13,500円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 欠配一子に係る取り扱いとは2018年度に廃止し、以後は子の区分を適用 * 満16歳の年度初め～満22歳の年度末</p> <p>○扶養手当認定要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度給与改定交渉期までに結論が得られるよう、引き続き協議 	区分	現行	改正		2016年度	2017年度	2018年度 (本則)	配偶者	13,500円	10,000円	6,000円	子	6,000円	7,500円	9,000円	特定期間*	10,000円	11,500円	13,000円	欠配一子※	13,500円	10,000円	9,000円	特定期間*	13,500円	11,500円	13,000円	父母等	6,000円	6,000円	6,000円	
区分	現行		改正																														
	2016年度	2017年度	2018年度 (本則)																														
配偶者	13,500円	10,000円	6,000円																														
子	6,000円	7,500円	9,000円																														
	特定期間*	10,000円	11,500円	13,000円																													
欠配一子※	13,500円	10,000円	9,000円																														
	特定期間*	13,500円	11,500円	13,000円																													
父母等	6,000円	6,000円	6,000円																														
育児・介護関連 【都労連要求】	<p>○育児休業等の対象となる子の範囲の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、部分休業、育児短時間勤務、育児を行う職員の深夜勤務免除の制限・超過勤務の免除及び制限、育児時間、育児参加休暇及び子どもの看護休暇の対象となる子の範囲について、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子などの法律上の親子関係に準ずる子にも拡大 <p>○超過勤務の免除に係る制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務の免除について、介護を行う職員にも対象を拡大 <p>○介護休暇の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇の初日から2年間と定めている更新可能期間の上限を撤廃 (2017年1月1日時点で介護休暇の承認期間が180日に満たず、介護休暇取得の初日から2年間が経過していない職員も対象) <p>○介護時間制度の導入 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間の期間内において、正規の勤務時間の初めまたは終わりに、30分を単位として1日2時間を限度に取得可能 ・給与の取り扱い：無給 ・昇給基準の取り扱い：欠勤等として取り扱わない ・勤勉手当：勤務期間の算定にあたり、7時間45分につき1日に換算し、30日を超える場合は、その勤務しなかった期間を除算 (期末手当は除算せず) 	2017. 1. 1																															
育児・介護関連 元気回復事業職免	<p>○勤勉手当における除算制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業：1ヵ月以下の場合には、勤務期間から除算しない ・部分休業：30日に達するまでは、勤務期間から除算しない ・介護休暇：週休日等を除いて30日に達するまでは、勤務期間から除算しない 	2017年6月に支給する勤勉手当から適用																															
	<p>○昇給基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇給決定において、介護休暇を欠勤等の扱いから除外 	2017. 4. 1昇給の判定期間に遡及し適用																															
	<p>○一般職非常勤職員の育児・介護に関する制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇：取得対象及び対象となる職員を拡大 ・育児休業：対象となる職員を拡大 ・超過勤務の免除に係る制度及び育児休業等の対象となる子の範囲：常勤職員と同様の見直し ・介護時間：常勤職員に準じて導入 	2017. 1. 1																															
	<p>○元気回復行事の運営におけるサービスの取り扱いに係る見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気回復行事の運営における準備及び実施に係る事務従事を廃止 (計画を事務従事とする取り扱いについては、現行どおり) 	2017. 3. 31 廃止																															
その他 【都労連要求】	<p>○パワー・ハラスメント関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワー・ハラスメントの発生しない職場づくりを推進するため、来年度労使で意見交換を実施 	来年度労使で意見交換を実施																															
	<p>○妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止についての方針策定にあたり、今年度労使で意見交換を実施 	今年度労使で意見交換を実施																															
	<p>○ワーク・ライフ・バランス推進プラン関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな超過勤務縮減の取り組みや働き方を見直しなどを取り入れた「東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改訂にあたり、今年度労使で意見交換を実施 																																
	<p>○「360度フィードバック」の導入検討関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部下等の視点にもとづき、課長級職員のマネジメント力のさらなる向上を図る仕組み (いわゆる「360度フィードバック」) の導入を検討するにあたり、今年度労使で意見交換を実施 																																
	<p>○再任用職員に係る赴任旅費の見直し (略)</p>																																